

平成 16 年 7 月 12 日制定
平成 17 年 6 月 10 日改定
平成 18 年 4 月 21 日改定
平成 19 年 4 月 19 日改定
平成 20 年 4 月 15 日改定
平成 21 年 4 月 15 日改定
平成 22 年 5 月 28 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 6 月 1 日改定
令和 7 年 7 月 31 日改定

「新技術評価選定取扱要領」

令 7 年 7 月

東 京 都 建 設 局

第1 目的

本要領は、民間等で開発された優れた新材料・新工法等の新技術情報を建設局の組織として共有し、当局が施工する工事に積極的に活用することにより、効率的・効果的・経済的な施工及び環境への配慮等の実現を図るため、定めるものである。

第2 対象となる新技術

本要領で取り扱う新技術は、建設局の積算基準及び土木材料仕様書等に掲載されていない材料・工法等とする。

第3 手続

開発者及び提案者（以下、「開発者等」という。）は、本要領に同意する場合、様式一1（及び必要な場合は様式一2）の同意書、様式一3の新技術調査表（以下「調査表」という。）に必要事項を入力して、東京都建設局総務部技術管理課（以下「事務局」という。）に提出する。

なお、本要領のほか開発者等が遵守すべき事項は、別紙一の新技術評価選定実施細則に定める。

第4 選定会議

- (1) 事務局は、前項の手続により提出された新技術のうち、「第5 選定の視点」に合致するものについて、別に定める「新技術評価選定会議」（以下「選定会議」という。）に付議する。
- (2) 選定会議は、付議された新技術の活用方法について、局事業での有用性の程度に配慮しながら検討する。

第5 選定の視点

新技術は、次の各号に掲げる視点から選定する。

- (1) 建設局が施工する工事でのニーズとの適合性、機能性及び確実性が確認できること。
- (2) 経済性、安全性、施工性、生産性の向上及び環境への配慮の観点から従来技術に比べて優位性が確認できること。
- (3) 新規性及び独自性があり、建設局内に周知することが有益であること。
- (4) 施工方法及び歩掛の基準類が整備され、円滑に活用することが可能なこと。

第6 選定結果の通知等

- (1) 事務局は、選定会議の結果について開発者等に通知する。
- (2) 事務局は、選定された新技術について建設局ホームページで公開する。
- (3) 新技術としての対象期間は、原則として通知のあった翌年度から起算して5年後の年度末までとする。

第7 採用実績の報告

事務局が新技術採用実績調査を行う場合は、開発者等は内容を報告する。

第8 普及・促進

- (1) 新技術の採用実績は、適宜、選定会議へ報告する。
- (2) 新技術の採用による施工結果の情報は、適宜、事務局から職員へ周知を図る。
- (3) 現場での施工結果により、広く活用することが望ましいと選定会議が判断したもの

については、局内への普及・促進を図るために「積算基準」、「土木材料仕様書」等での掲載を検討する。

(4) 事務局は、新技術に関する情報提供説明会の開催等により、職員への周知を図る。

(付 則) 平成 16 年 7 月 12 日制定

施 行 期 日

本要領は、平成 16 年 7 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 17 年 6 月 10 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 17 年 6 月 10 日より施行する。

(付 則) 平成 18 年 4 月 21 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 18 年 4 月 21 日より施行する。

(付 則) 平成 19 年 4 月 19 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 19 年 4 月 19 日より施行する。

(付 則) 平成 20 年 4 月 15 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 20 年 4 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 21 年 4 月 15 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 21 年 4 月 15 日より施行する。

(付 則) 平成 22 年 5 月 28 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 22 年 5 月 28 日より施行する。

(付 則) 平成 28 年 4 月 1 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

(付 則) 平成 30 年 6 月 1 日改定

施 行 期 日

本要領は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

(付 則) 令和 7 年 7 月 31 日改定

施 行 期 日

本要領は、令和 7 年 7 月 31 日より施行する。

【補足】

「新材料・新工法等取扱要領」の経緯

施 行 期 日

本要領は、平成 11 年 2 月 12 日より施行する。

付 則 (平成 14 年 3 月 22 日付)

施 行 期 日

本要領は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 15 年 4 月 16 日付)

施 行 期 日

本要領は、平成 15 年 5 月 1 日より施行する。